

## 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

### 1 第1条関係（議案集11ページ）

改正箇所	改正内容						
期末手当 (第27条)	期末手当の支給月数を以下のとおり改める。						
		再任用職員以外の職員			再任用職員		
		6月	12月	3月	6月	12月	3月
	管理職員以外の職員	1.125月 (改正なし)	1.175月 (改正なし)	0.25月 →0.10月 (-0.15月)	0.625月 (改正なし)	0.675月 (改正なし)	0.10月 →0.05月 (-0.05月)
管理職員	0.925月 (改正なし)	0.975月 (改正なし)	0.525月 (改正なし)		0.575月 (改正なし)		

### 2 第2条関係（議案集11ページ）

改正箇所	改正内容						
期末手当 (第27条)	期末手当の支給月数を以下のとおり改める。						
		再任用職員以外の職員			再任用職員		
		6月	12月	3月	6月	12月	3月
	管理職員以外の職員	1.125月 →1.05月 (-0.075月)	1.175月 →1.10月 (-0.075月)	0.10月 →0.25月 (+0.15月)	0.625月 →0.60月 (-0.025月)	0.675月 →0.65月 (-0.025月)	0.05月 →0.10月 (+0.05月)
管理職員	0.925月 →0.85月 (-0.075月)	0.975月 →0.90月 (-0.075月)	0.525月 →0.50月 (-0.025月)		0.575月 →0.55月 (-0.025月)		

### 3 施行期日（議案集12ページ）

第1条の期末手当（第27条）の規定は公布の日、第2条の規定は令和4年4月1日。